

市川市告示第156号

指定公金事務取扱者への公金事務の委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年6月1日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名  
株式会社キルト  
代表取締役 矢代 順
- 2 住所又は事務所の所在地  
市川市行徳駅前1丁目9番22号
- 3 公金事務に係る歳入  
市川市行徳野鳥観察舎喫茶サービスに関する飲料及び食品等売掛代金の収納業務
- 4 その他総務省令で定める事項
  - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年4月1日
  - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年6月1日 から 令和9年3月31日

指定公金事務取扱者への公金事務（徴収事務）の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、水木洋子邸物品売払代金の徴収を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年 6 月 / 日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名  
株式会社キルト  
代表取締役 矢代 順
- 2 住所又は事務所の所在地  
市川市行徳駅前1丁目9番22号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称  
水木洋子邸物品売払代金の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
  - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年4月1日
  - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年6月1日 から 令和9年3月31日

市川市告示第158号

指定公金事務取扱者への公金事務（徴収・収納・支出事務）の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8年 6月 1日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名  
BringOff 株式会社 代表取締役 瀬戸口 真理
- 2 住所又は事務所の所在地  
千葉県市川市新井3丁目4番6号キョウエイビル2F
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称  
アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
  - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和 8年 6月 1日
  - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和 8年 6月 1日 から 令和 8年 12月 28日